

## ■ 「在宅介護実態調査」の実施について

### 1 調査の目的

この調査は、次期（第8次）介護保険事業計画（計画期間：令和3年度～5年度）の策定時に、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むために、在宅生活の継続と介護者の就労継続に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的としています。調査の結果は、介護サービスの「量の見込み」を検討するための基礎資料とする予定です。なお、本調査は、今期（第7次）介護保険事業計画策定の際に実施しましたものとほぼ同内容となっております。

### 2 調査の方法

更新申請・区分変更申請をされた在宅の方に対し、認定調査時に調査員の聞き取り調査を行います（一部主な介護者の方またはご本人による記入事項があります）。聞き取り対象はご本人、主な介護者となっている家族・親族、主な介護者以外の家族・親族、調査対象者のケアマネジャーを想定しています。御協力をよろしくお願いいたします。

### 3 調査対象者

「更新申請・区分変更申請」をされた在宅（有料老人ホーム・ケアハウス・サ高住含む）の方で令和元年12月2日（月）から令和2年1月31日（金）までの間に認定調査の対象となる人です。（調査件数により2月にも実施する可能性があります。）

なお、今回の調査内容が、要介護認定の審査判定に影響を与えることはありません。

※ 次の場合は「施設」と見なし調査の対象とはしません。

医療機関に入院している人、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・特定施設（有料老人ホーム共済苑・有料老人ホーム山口あかり苑・山口市阿東老人ホーム特定施設入居者生活介護事業所・グレースフルとの園）・グループホーム・地域密着型特別養護老人ホームに入所又は入居している方。

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅の入居者は在宅と見なし、この調査の対象となります。

※ 要支援・要介護認定の新規の申請者は対象としません。

※ 介護保険サービスの利用の有無は問いません。

※ 市内に住民票を残したままで、市外にいる人は対象としません。